

新宿区卓球連盟登録規定

第 1 条（目的）

本規定は、新宿区卓球連盟の登録に関する基準を定め、連盟が行う事業の円滑な運営と卓球愛好者団体及び個人の健全な育成を目的とする。

第 2 条（大会出場資格）

- 1、連盟が主催する各種大会に出場しようとするチーム又は個人は、この規定に従って連盟に登録しなければならない。
- 2、未登録者が事業年度途中で大会に出場しようとする場合は、登録を完了することで、参加資格を得ることができる。

第 3 条（適用の除外）

次の大会については本登録規定を適用しない。

- （１） 連盟主催のオープン大会
- （２） 新宿区総合スポーツ大会

第 4 条（登録費）

- 1、登録費は以下の通りとし、金額の変更については理事会の承認を得るものとする。
 - （１） 団体登録費 1 人 1 年度分 1,000 円×登録人数
 - （２） 個人登録費 1 人 1 年度分 1,000 円
- 2、登録費は納入後一切返却しない。
- 3、事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 条（団体登録の条件）

- 1、1 団体は一括して登録する。1 団体につき区内在住又は在勤・在学者を 2 名以上登録の事。
- 2、高校生は原則として顧問教諭を代表者とし高等学校名で登録の事。この場合においても第 5 条 1 項を守る事。高体連に所属していない高校生はこの限りではない。
- 3、高校生・中学生がクラブチームから出場する場合は、在籍する高等学校・中学校からのクラブチーム名での出場に対し許可をもらう事。この場合においても第 5 条 1 項を守る事。在籍校とクラブチーム間のいかなる問題に関しても連盟は責任を負わない。
- 4、小学生以下において制限は設けない。
- 5、同一の選手が 2 団体以上に重複して登録することはできない。
- 6、同一の選手のリーグ戦エントリーは前期開催期間内に 1 回、後期開催期間内に 1 回とする。
★ 出場が 1 回ではなくエントリー（申込み）が前後期開催期間内に 1 回ずつとする。

◎前後期リーグ戦の申込について

- 1、リーグ戦において1団体から、複数チームの出場ができる。複数チームで出場する場合は、アルファベット順に編成をする。
- 2、1チームの編成にあたっては、新宿区在住又は在勤・在学者2名以上をエントリーの事
- 3、1チームの編成にあたっては、男女混合で出場することができる。但し、男女混合で出場する場合、男子チームとして扱う。
- 4、男子チームに登録できる女子の人数は3名までとする。

第6条（個人登録の条件）

個人登録は、新宿区内在住又は在勤・在学している者に限る。

第7条（登録の区分）

- 1、登録は年度登録と、追加登録の2つとする。
- 2、年度登録をしようとする者は、登録受付期間に所定のWEBサイトにて手続きする事。
- 3、事業年度の途中で追加登録をする場合は、所定のWEBサイトにて手続きする事。
- 4、事業年度の途中において登録内容に変更が生じた場合は、所定のWEBサイトにて 変更の手続きをする事。

第8条（登録の失効）

登録内容に虚偽の記載があった場合には、当該登録は失効する。

第9条（規定の施行）

本規定は、令和7年9月1日より施行する。